

主管庁裁量に関する方針

〔13G規則〕 5000D/W以上のシングルハルトンカーのフェーズアウトの促進

事項	方針
CASの結果差し支えないと判断される場合の2015年又は船齢25歳の早い方までの運航延長（13G規則パラ7）	原則どおり、2010年までにフェーズアウト
ダブルボトム、ダブルサイド等のものに関する船齢25歳までの運航延長（13G規則パラ5）	2015年又は船齢25歳の早い時期まで運航を認める

〔13H規則〕 重質油輸送に関する規制

事項	方針
600D/W 以上 5000D/W 未満に関する船齢 25 歳までの運航延長 (13H 規則パラ 6(b))	2015 年又は船齢 25 歳の早い時期まで運航を認める 2005 年 4 月 5 日以降建造のタンカーはダブルハル
内航タンカーについての規則の適用免除 (13H 規則パラ 7)	港内のみ又は平水区域を航行区域とするものについて適用免除とすることに関し検討
ダブルボトム、ダブルサイド等の 5000D/W 以上のものに関する船齢 25 歳までの運航延長 (13H 規則パラ 5)	2015 年又は船齢 25 歳の早い時期まで運航を認める
5000D/W 以上の原油タンカー (15 での密度が 900kg / m ³ を超えるが 945kg / m ³ 未満の原油を輸送するものに限る。) に関する、CAS の結果差し支えないと判断される場合の船齢 25 歳までの運航延長 (13H 規則パラ 6(a))	原則どおり、2005 年 4 月 5 日に禁止

